

東員町告示第49号

東員町コミュニティバスの車両及びバス停留所標識有料広告の掲載の取扱に関する要綱を次のように定める。

平成30年 7月20日

東員町長 水谷俊郎

東員町コミュニティバスの車両及びバス停留所標識有料広告
の掲載の取扱に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、東員町有料広告掲載事業に関する基本要綱（平成19年東員町告示第57号。以下「基本要綱」という。）第2条第4号に規定するコミュニティバスの車両及びバス停留所標識への広告を掲載する取扱いに関し基本要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告の媒体)

第2条 広告を掲載するコミュニティバスの車両の運行路線、運行経路、台数等は別表第1のとおりとし、バス停留所標識の場所は別表第2のとおりとする。ただし、車両点検等に使用する予備車両は除くものとする。

(広告の種類)

第3条 コミュニティバス及びバス停留所標識に掲載する広告の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 車体広告
- (2) 車内広告

(3) バス停留所標識

(広告の掲載位置等)

第4条 前条第1号に規定する車体広告の掲載位置は車体進行方向の後方、左側面及び右側面とし、掲載方法は広告が印刷された車両用マグネットシートをコミュニティバスの車体に貼り付ける方法により行うものとする。

2 前条第2号に規定する車内広告の掲載位置は車内進行方向の右窓側上部とし、掲載方法は所定の規格の広告を貼り付ける方法により行うものとする。

3 バス停留所標識の掲載位置は町長が指定する位置とする。

(広告の掲載期間、掲載料及び掲載サイズ)

第5条 広告の掲載期間、掲載料及び掲載サイズは、別表第3に掲げるとおりとする。ただし、天災等により一時的にコミュニティバスの運行を停止する期間については、広告掲載をすることができない。

(広告内容等の変更)

第6条 町長は、広告の内容、デザイン等が法令の規定若しくは基本要綱第3条に定める基準に違反しているとき、又はそのおそれがあると判断したときは、当該広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告主の責務)

第7条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に係る財産権のすべてにつき権利処理を完了していることを、町長に対して保障するものとする。

3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

(広告の掲載、維持管理及び撤去)

第8条 広告の掲載、維持管理及び撤去は、町と協議のうえ行うものとする。

(費用負担)

第9条 広告の作成、維持管理及び撤去に要する費用は、広告主が負担するものとする。

2 掲載された広告が消失し、又は破損した場合において、その修復に要する費用は、広告主の負担とする。ただし、その消失又は破損が町の責に帰する事由の場合は、町の負担とする。

(原状回復)

第10条 前条の規定により、広告主が費用を負担する場合の作業において、コミュニティバスの車体の表面、塗装、構造等を破損したときは、広告主が費用を負担し、原状に回復するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

運行路線	運行経路	台数
朝夕便	南北急行線 (笹尾・城山地区～三岐鉄道北勢中央公園口駅)	2台
	東部急行線 (中上地区～穴太地区～ネオポリス)	1台
昼便	南北線 (東員駅⇔笹尾・城山・神田地区 (循環))	1台
	南北線 (東員駅⇔稲部・三和・神田地区 (循環))	1台
	東部線 (東員駅⇔三和・神田地区 (循環))	1台

別表第 2 (第 2 条関係)

バス停留所標識	
東員町役場 掲示板	北勢中央公園口駅 掲示板

別表第 3 (第 5 条関係)

掲載媒体	掲載期間	掲載料金	掲載サイズ
車体広告	3 か月	1 枚につき 10,000 円	マグネットシート (縦 500mm × 横 1,000mm)
車内広告	1 か月	1 枚につき 1,500 円	B4 版縦貼 (縦 364mm × 横 257mm)
	3 か月	1 枚につき 3,000 円	
	6 か月	1 枚につき 5,000 円	
バス停留所 標識	1 か月	1 枚につき 1,500 円	ポスター (縦 728mm × 横 515mm)
	3 か月	1 枚につき 3,000 円	